

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	18世紀イギリスにおけるロンドン・ファウンドリング・ホスピタルに関する社会学的一考察
Author(s)	園井, ゆり
Citation	社会文化論集 , 16 : 33 - 54
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/49756
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049756
Right	Copyright (c) 2020 『社会文化論集』編集委員会
Relation	



18世紀イギリスにおけるロンドン・ファウンドリング・ホスピタルに関する社会学的一考察

園 井 ゆ り

I 本稿の目的

本稿の目的は、ロンドン・ファウンドリング・ホスピタル (London Foundling Hospital) (以下、FHと記す) を社会学的観点から考察することである。ファウンドリング・ホスピタルとは、1739年にトマス・コーラム (Thomas Coram, 1668-1751) (以下、コーラムと記す) というイギリス人によってロンドンに最初に設立された、現代でいうところの児童養護施設のことである。コーラムは、造船工として、また後に米英間の貿易商として活躍した人物である。本稿では特に18世紀においてFHが児童や社会に対して果たした役割、即ちFHが持つ機能を、社会学的観点から考察する。

先行研究では、FHのことを「捨て子育児院」(小林・齊藤 2011:211)、「ロンドン捨て子収容所」(川北 1990:167)、「捨て子養育院」(金澤 2008:188) 等と呼称する。しかし、FHで養育された児童は「捨て子」のみではなかったという点から、本稿ではそのままファウンドリング・ホスピタルと呼ぶことにしたい。即ち、FHでは、児童の受け入れに際して将来実親ないし親族らによる児童の引き取りが想定されていた。実際、後述するように、一旦FHに預けられた児童が実親によって引き取られる事例も少なからず存在した (Table 2)。FHは、従って、一時的な児童の預かり施設、換言すれば、現代における児童養護施設の役割を果たしたと考えられる。

1.1 コーラムとFH

コーラムがFHを創設するに至った経緯をみると、造船工であった彼は、FHを創設するまでは、児童の救済に関わる活動とは全く無縁の生活を送っ

ていた。彼は、1668年にイギリス南西部ドーセット州のライム・レジスという町に船乗りの親方の子として出生する。コーラムは、25歳の時に、当時イギリスの植民地であったアメリカ東部マサチューセッツ州ボストンにわたり、ボストン近郊で造船事業を営みながら生活を送ったとされる。コーラムは、当初アメリカでの事業を長期的視点で展開する予定であったが、その事業は思うように軌道には乗らなかった。その背景には、コーラムと、当時アメリカ東部に居住していた入植者との間に宗教的な確執が存在したことがある。アメリカ東部という土地は、ピューリタン (Puritans) の信仰を持つ人々によって入植が行われ、開拓された土地であった。このアメリカ東部におけるピューリタンの信仰を持つ人々は、ステュアート朝絶対王政下のイギリスから信仰の自由を求めてアメリカに移住を決意した人々であり、イギリス国教会 (the Anglican Church) に対して強い反感を抱いていた。従って、イギリス国教会信徒であったコーラムのことをピューリタンの入植者らは受け入れることはなく、結局、コーラムはアメリカでの事業を断念する。渡米後約11年が経過した1704年、コーラムは30代半ばで本国イギリスへの帰国を余儀なくされるのである (Howell 2014: 10)。

イギリスに戻ったコーラムは、ロンドンで引き続き造船事業を展開するが、彼が戻った頃のロンドンは、18世紀後半から本格的に開始される産業革命に向かって、急速な都市化と産業化が進展していた。農村では困り込みが進められ、その結果、農地という生活手段を失った農民がロンドン都市部に大量に流入することになった。実際、1700年に57万5千人であったロンドンの人口は、世紀末 (1800年) には86万5千人と約1.5倍にも増加した (De Vries [1984] 2007: 270)。ロンドンに流れ込んだ農民の多くは、そこで次第に窮乏化していき、ロンドンは貧民層の大量発生という社会問題を抱えることになった。加えて、当時、ロンドンにおける貧民層の間では、安価な蒸留酒のジンが、食欲を抑制させるという理由で大流行していた (Gin Craze)。1730年頃にはロンドンでは年間約4500万リットルものジンが蒸留製造されていたという。貧民層の母親の中には、泣きわめく乳児

をおとなしくさせるためという理由で乳児にジンを与える者さえいた。また、子どもを育てることができない貧民の中には、路上や、教会の外や、家畜の糞の山の上などに子どもを遺棄する者もいた。1700年代のロンドンでは毎年約1000人以上の乳児が路上に遺棄されていたという (Howell 2014: 9; Amos et al. 2006. 11, Wagner 2004: 61)。

この状況を見かねたコーラムは、これらの遺棄された児童を救うため、1722年、コーラムが54歳の時に、ファウンドリング・ホスピタルの創設を決意する (Wagner 2004: 61)。コーラムは、その頃、既に造船事業からは身を引き、半ば隠居生活を送っていた。彼は、ロンドンの東側、テムズ川沿いのロザーハイズという、船舶関係者が多く住む町に隠居していたのであるが、隠居後のコーラムを駆り立てるほどに当時の貧民層の生活状況は悲惨なものであったと推察される。FHを設立するために、コーラムはイギリス国王からFH設立のための許可——勅許状——を得る必要があった。しかし、平民階級の、しかも造船工という身分のコーラムが、イギリス国王から勅許状を得ることは決して容易なことではなかった。勅許状を得るために、コーラムが考案した方法は、FH設立に同意する貴族や有力者らから (設立同意書への) 署名を集め、それをもとに国王に勅許状を願い出る、という方法であった。コーラムは、設立に同意する貴族および平民階級の中でも特に社会的地位が高い人々——資産家、医師、弁護士等——からの署名を17年間の歳月をかけて375人分集め、これを、1737年、FH設立請願書 (petition) とともに当時のイギリス国王ジョージ2世 (King George II) に提出する。そして、1739年、コーラムが71歳の時に、ようやく国王ジョージ2世からFH設立のための勅許状——*The Royal Charter, Establishing an Hospital for the Maintenance and Education of Exposed and Deserted Young Children*——を得るに至るのである。その後、1741年、コーラムは、FHの理事ら (Governors) ——彼らは主にFH設立に協力した貴族らの中から選出された——とともに、ロンドンのハットン・ガーデン (Hatton Garden) という場所に、FHを開設する (Foundling Hospital 1740;

Nichols et al. 1935: 16)。

1.2 FHと弱者救済

このFHを、18世紀イギリス社会における、特に弱者救済という観点から位置づけると、それは私的救済型の、民間人による慈善施設として位置づけられるだろう。18世紀のイギリスにおける弱者救済は、大きく公的救済 (the statutory relief system) と私的救済 (voluntary charity) の2つの方法によって行われていた。前者は当時の行政単位であった各教(会)区 (parish) における公的救貧法制度 (the Poor Law system) のもとで行われ、後者は民間の慈善活動により行われていた (長谷川 2014: 33; Howell 2014: 9; Innes ([1996] 2016: 141-148)。特に後者の慈善活動は、主に民間のチャリティ活動として展開されていた。チャリティ活動とは、「民間人による、非営利の、弱者救済のための自発的な慈善活動」として定義することができよう (園井 2019: 44)。FHは、創設者のコーラムが、貴族らから寄付を募った上で設立したものであり、その後の運営は民間のチャリティ活動の一環として展開された。

Table 1は、Innes ([1996] 2016: 148, Table 7.1) による、17世紀末から18世紀末頃におけるロンドンの弱者救済に関する分析を引用したものである。公的救済と私的救済別に弱者救済にあてられた推計支出状況をみると、ロンドンでは、全体的に公的救済に比べ私的救済の占める割合が多い傾向にある。例えば、1796年において公的救済による支出は24万5000ポンドであるのに対し、私的救済による支出は50万5000ポンドであり、私的救済は公的救済の約2倍の支出を占めていた。ここからは、特にロンドンにおいては貧困者等に対する弱者救済は、その多くがFHを含む、私的救済によって担われる傾向にあったことがうかがえる。

FHにおける児童の養育状況については後述するが、内容を要約すると、FHでは5歳から10歳頃までの、主に貧民層の児童が養育されていた (乳幼児は、基本的には授乳等のため地方の里親に委託され、5歳頃になるま

Table 1. Tax-based and "Voluntary Charity" Expenditure Estimates 1696-1796 in £ 000s.

	1696	1738	1796
公的救済 (Tax-based expenditure)			
救貧税 (Rates)	40	90	245
私的救済 (Voluntary charity expenditure)			
非国教会信徒の集会 (Dissenting meeting)	—	31	—
ロンドンの (民間) 会社 (London companies)	—	26	75
水先案内協会 (Trinity House)	—	6	—
慈善基金団体等 (Miscellaneous endowed charities)	—	—	150
慈善養護施設等 (Hospitals etc.)	45	79	75
チャリティ学校 (Charity schools)	—	18	10
その他 (Other miscellaneous)	—	—	9
個人による慈善 (Private charities)	—	—	150
友愛組合 (Friendly societies)	—	—	36

Source: The data and description are based on Table 7.1 in Innes, Joanna. [1996]2016. "The 'Mixed Economy of Welfare' in Early Modern England: Assessments of the Options from Hale to Malthus (c.1683-1803)." p.148. in *Charity, Self-Interest and Welfare in the English Past*, edited by M. J. Daunton. New York: Routledge.

Note: 上記の中でFHは「慈善養護施設等」に含まれる。

で里親のもとで養育されていた)。児童は、FHに在所中、将来社会的に自立できるように、必要な教育および技能訓練を施され、10歳頃にFHを退所し、徒弟奉公に出され、20代初め頃までには独立したとされる。FHでは、1741年に最初の児童が受け入れられて以降、1953年に閉所するまでの約200年間にわたり、総計約2万7千人の児童の養育および教育が行われた。FHが1953年に閉所した背景には、第二次世界大戦後に主にアメリカやイギリスで発展した、精神分析学および母子相互作用論の研究が影響を及ぼしていると考えられる (Amos et al. 2006: 23; Howell 2014: 13, 24, 31-33; McClure 1981: 49; Wagner 2004:151)。

即ち、第二次世界大戦後における精神分析学の研究において、Erikson ([1963] 1993: 247-250) は、人間には発達段階があると指摘し、発達段階上、最初の発達段階における乳児期においては、母親と乳児との間に基本的信頼 (basic trust) を確立することが、乳児期にある子どもの発達上の課題の一つであるとした。なぜなら、母親が乳児の中に生み出す信頼感

(a sense of trust) というものは、乳児における自我同一性 (ego identity) の基本的感覚を形成する、と考えられたからである。この影響を受けて展開された母子相互作用論の研究においては、Bowlby ([1969] 1982: 337-340, 371-372) の愛着理論 (the theory of attachment) を、その代表的研究として挙げることができよう。愛着理論では、乳児が母親との間に確固とした愛着関係を持つと、その乳児は母親を安全基地 (a secure base) として利用することで、未知の世界を探検することができるようになることとされている (Klaus and Kennell 1976=1979; 落合 2004: 175)。

これら精神分析学および母子相互作用論の研究の影響を受け、社会的養護分野における児童福祉施策においては、社会的養護が必要な児童 (以下、要保護児童と記す) に対して、できるだけ家庭に近い養育環境を与えることが望ましいと考えられるようになった。イギリスでは、1950年代初頭までに、要保護児童に対する養護施策の基本的方針が施設養護中心から、家庭養護——里親委託ないし養子縁組等——中心へと大きく転換し、家庭養護を中心とする児童福祉施策が推進されることになった。従って、このような状況下で、施設養護の一形態であったFHは、20世紀半ばにその役割を終えることになった (Howell 2014: 33; Pugh 2007: 165)。

1.3 先行研究と本稿の位置づけ

FHについては、これまで国内外において広範な研究がなされているが (Howell 2014; 川北 1990; 小林 1986; 小林・齊藤 2011; McClure 1981; Nichols et al. 1935; Pugh 2007; Riding 2010; Sheetz-Nguyen: 2012; Wagner 2004; 山口 2000; 吉村 (森本) 2015), これらの研究は、主として創設者のトマス・コーラムの動機に焦点をあてた研究 (Howell 2014; McClure 1981; Wagner 2004) であり、FHの機能について考察した研究は限られる。また、FHで養育されていた児童は、現代における要保護児童に相当するが、当時のFHの養育状況を、現代的観点から検討した研究についても限られる (小林 1986; Levene 2007; Nichols et al. 1935; Sheetz-Nguyen: 2012)。従っ

て、本稿では、FHが持つ機能を、現代的観点から考察する。現代的観点から捉えることは、当時のFHの養育状況をより具体的に把握するために有効であると考えられる。FHが持つ機能は、18世紀のホスピタル開所時から、20世紀のホスピタル閉所時に至るまで、時代とともに様々に変遷してきた。そこで、本稿では、特に最初の児童の受け入れ期（1741年）から全児童受け入れ期（後述）（1760年）——FHに児童を預けることを希望するすべての者から児童を受け入れた時期——までの間に焦点をあて、この間におけるFHの機能を考察することにした。

なお、本稿の分析方法は、ドキュメント解析法（森 2000）を用いる。即ち、FHの内部資料や関連する絵画等に基づき、ファウンドリング・ホスピタルの機能を考察する。

Ⅱ 18世紀FHにおける児童の背景と受け入れ方式

2.1 児童の背景

FHに児童が預けられることになった背景、即ち、現代でいうところの要保護児童が要養護状態に陥った背景としては次の2点が挙げられる。一つは貧困のためであり、もう一つは非嫡出子のためである。前者については、貧民救済は、上述したように基本的には教区単位の公的救貧法制度のもとで行われていた。この公的救貧法制度における貧民救済の方法は、貧民者に対して救援物資を支給するか、あるいは（1722年以降は）ワークハウス（workhouse）と呼ばれた労役場に貧民（児童を含む）を強制収容するかによって行われていた。しかし、これらは貧民に対する人道主義的観点からなされるものでは到底なく、懲罰的観点からなされるものであった。貧民は、労役場で過酷な労働を強いられ、労役場での生活は最下層における（貧民ではない）労働者の生活以下とする、という劣等処遇原則に基づき営まれるものであった。教区民の貧民に対する態度も容赦のない、無慈悲なものであり、貧民救済のための費用を負担することを教区民は嫌がる傾向にあった。従って、FHのような私的救済の存在は、貧民にとっ

ては、殆ど唯一の救いであったと言ってよい。

後者については、非嫡出子を産んだ女性は、当時厳しい社会的批判を受けることになった。背景には、聖書の中では「罪の報酬は死」(the wages of sin is death) であると述べられているにもかかわらず、非嫡出子を産む、という「罪」を犯した女性を救済することは、その者の更なる性的不品行を助長することになりかねない、と考えられていた(『聖書 新改訳 2017』: 307)¹。従って、貧困のため、あるいは非嫡出子を産んだために子どもを育てることができない者は、もし私的救済による援助に頼ることができなければ、路上に子どもを遺棄するしか方法はなかったと考えられる。

2.2 児童の受け入れ方式

FHにおける児童の受け入れ方式は、より公平な受け入れのあり方をめぐって、時代とともに様々に変遷した。本稿では、特に1741年から1760年に至るまでの児童の受け入れ方式を、以下の3つの時期に区分したうえで検討することにした。即ち、1) 1741年3月25日の、最初の児童の受け入れ期(The First Year in 1741)、2) くじ引き受け入れ方式の時期(The Lottery System: 1742-1755)、3) 全児童受け入れ方式の時期(General Reception: 1756-1760)の3時期である。これら3時期の中で、特に最初の児童の受け入れ期と全児童受け入れ方式期においては、共通した特徴がある。それは、子どもを預けたい女性が、身元を隠したまま、匿名で子どもを預けることができたという点である。この背景には、上述した通り、非嫡出子を持つことに対する社会的批判が存在したことが関わっている。即ち、非嫡出子を預けようとする女性においては、社会からの批判を免れるために、自身の身元を隠したうえで子どもを預ける必要があった(Howell 2014: 9)。その女性が特に、上流階級の出身である場合には、非嫡出子を産んだという事実は隠す必要があった。

まず、1741年3月25日の、最初の児童の受け入れ状況を、FHの内部委員会議事録(the Committee minutes)に従いみると、当日だけで定員一杯

の30人の児童（男児18人，女児12人）が受け入れられたとされる。初日の受け入れ状況からは，子どもを預けたい女性が，匿名で子どもを預けることができるように，FHでは様々な工夫が凝らされていたことが分かる。内部委員会の議事録は，以下のように受け入れ初日の状況を記録する。

... At Eight o' Clock the Lights in the Entry were Extinguished, the outward Door was opened by the Porter. . . . [I]m[m]ediately the Bell rung and a Woman brought in a Child. The Messenger let her into the Room on the Right hand, and carried the Child into the Stewards Room where the proper Officers. . . were constantly attending to inspect the Child. . . . The Child being inspected was received Number'd. . . . The Woman who brought the Child was then dismissed without being seen by any of the Govrs. or asked any Questions whatsoever. Im[m]ediately another Child was brought and so continually till 30 Children were admitted 18 of whom were Boys and 12 Girls being the Number the House is capable of containing. . . . (McClure 1981: 49-50)²

即ち，初日は（人目につかないように）夜間，午後8時から児童の受け入れが始まった。FHの入り口の明かりは消され，その直後に子どもを預けたい女性が現れた。ホスピタルの呼び鈴が鳴り，守衛が女性を右手の部屋へ連れていき，子どもは執事室に持っていかれた。子どもはそこで担当官から（健康状況等を）検査され，検査後，受け入れが決まった児童は番号をつけられた。こうして子どもを預けることができた女性は（FHの）理事らにその姿を見られることもなく，また何も問われることもなく，その場を立ち去った。ホスピタルには次々に子どもが持ち込まれ，（夜12時になる頃までには）収容定員満床の30人に到達した（しかし，受け入れた児童のうち，2人の乳児は4日とたたないうちに栄養失調ないしアヘン中毒による呼吸麻痺により死亡した）。このように，受け入れ初日の状況か

らは、女性は夜間、玄関灯が消された状態で、守衛以外、誰にも見られず、誰からも問われず、身元を明かさぬまま子どもを預けた様子がうかがえる (Howell 2014: 14)。

続けて、子どもを当日預けることが出来なかった女性たちについて、議事録は以下のように述べる。

About Twelve o' Clock, the House being full the Porter was Order'd to give Notice of it to the Crowd who were without, who thereupon being a little troublesome One of the Govrs. went out, and told them that as many Children were already taken in as Cou'd be made Room for in the House and that Notice shou'd be given by a Publick [*sic*] Advertisement as soon as any more Could possibly be admitted. And the Govrs observing seven or eight women with Children at the Door and more amongst the Crowd desired them that they wou'd not Drop any of their Children in the Streets where they most probably must Perish but to take care of them till they could have an opportunity of putting them into the Hospital which was hoped would be very soon. . . . On this Occasion the Expressions of Grief of the Women whose Children could not be admitted were Scarcely more observable than those of some of the Women who parted with their Children, so that a more moving Scene can't well be imagined. . . . (McClure 1981: 50)

FHの理事らは、このように、子どもを初日預けることが出来なかった女性たちに対しては、FHの受け入れ体制が整い次第、その旨公示すること、それまではどうか子どもを路上に遺棄して死なせることなく育てて欲しいと願っていること、またこの日女性たちが見せた深い悲しみの表情——子どもを預けることが出来なかった女性の表情は、(FHに預けることで) 子どもを手放した女性の表情よりも、想像に頼るしかないのであるが——は、これ以上に痛ましい場面はないと叙述する。

次に、1742年の12月から1755年まで採用された、くじ引き受け入れ方式期の状況についてみると、この方式は、女性が選んだ玉（くじ）の色で児童の受け入れの可否を決定するというものであった。くじ引き方式は、より公平かつ管理可能な児童の受け入れを行うために考案された方法であった。この方式のもとでは、子どもを預けたい女性は、FHを訪問後、FH内に設けられた椅子に腰掛け、自分のくじ引きの順番を待った。女性は順番がくるまでは決して椅子から立ち上がってはならないという厳格なルールのもとでくじ引きが開始された。順番がきた女性は、袋の中から玉を一つ選び、それが白であれば、子どもの身体検査が行われ、検査に合格した場合は子どもを預けることができた。黒であれば、子どもを預けることはできず、女性は子どもを連れて直ちにその場を立ち去らなければならなかった。赤であれば、身体検査の不合格者が生じた場合に限り、再びくじを引く機会が与えられた。そのほか、女性が（上流階級の出身である等の理由から）人目を避けてくじ引きを行いたい場合は、別室で引くか、あるいはFHの看護師長が代理でくじを引くこともあった。Figure 1はくじ引き方式の様子を描いたものである。最初の児童の受け入れ期からくじ引き受け入れ方式期（1741年3月25日から1756年3月）までに受け入れられた児童数は合計1384人であった（Howell 2014: 21; Sheetz-Nguyen 2012: 52）。

くじ引きによらず子どもを受け入れる特例として、FHに100ポンドの寄付を行うと無条件で子どもを預けることができた（Howell 2014: 21）。イギリスの貨幣価値の推移を社会的に検討したBurnett（[1969]1993:128-129）によると、イギリスにおける国民一人あたりの平均年収は、17世紀末には8～9ポンドであったが、1750年には12～13ポンド、1800年までには22ポンドにまで上昇した。従って、18世紀を通して平均年収は上昇傾向にあったといえるが、1750年頃は、100ポンドの寄付金は庶民にとっては依然として高額であったことがうかがえる。

最後に、1756年から1760年まで続いた全児童受け入れ方式は、以下のような事情から開始された。1742年から約13年間続いたくじ引きによる受け



Figure 1. Nathaniel Parr after Samuel Wale, *An Exact Representation of the Form and Manner in Which Exposed and Deserted Young Children Are Admitted into the Foundling Hospital, 1749.*

Source: Coram in the care of the Foundling Museum, London/ Bridgeman Images.

Note: この絵はFHに子どもを預けたい女性が、上流階級の女性ら（彼女らは、上述したFHの設立同意書に署名した女性たちと推察される）に見守られながら、袋から玉（袋には白、黒、赤の玉が入っている）を選ぶ様子を描いたものである（Wagner 2004: 193）。

入れ方式のもとでは、年平均約100人の児童が受け入れられていた。その結果、1756年当時、ホスピタル内には約600人ももの児童が在所中であった。多数の児童の養育のためにFHの財政事情は常に厳しく、その運営費用の確保が、FHの維持存続において大きな課題となっていた。一方、FHは開所から13年が経過し、社会的にその存在が次第に認知されるようになっていた。即ち、FHで養育された児童の多くは、後述するように、10歳に達し、徒弟奉公に出されことにより、FHはその有用性について一定の社会的評価を得るに至っていた。このため、イギリス議会は、FHの厳しい財政事情を鑑み、FHに対して1万ポンドもの莫大な公的財政援助を行うことを

決定した。しかし、その見返りとして、FHに預けることを希望するすべての者から児童を受け入れることを、FHに対して義務付けたのである。こうして開始された全児童受け入れ体制は、1756年6月1日から1760年まで続いたのであるが、この体制は、結果的にFHの社会的評価を逆に貶め、ホスピタルを存続の危機に陥れることになったのである。

この全児童受け入れ方式において生じた問題は大きく3点ある。第一に、FH内の乳幼児死亡率が急上昇したこと、第二に、ロンドン以外の、地方にある教区が、その教区内の労役場に収容中の児童を、FHに移送し、児童の養育をFHに押し付けたこと、第三に、児童の人身売買的な問題が発生したこと、という問題である。

第一点めについては、FHにおける1歳未満の乳幼児死亡率についてみると、くじ引き方式の時期（1742-1755）では約300（受け入れ児童1000人あたり）であったが、全児童受け入れ方式の時期（1756-1760）では約600にまで上昇した（Levene 2007: 52）。この背景には、身体的に病弱の乳幼児がホスピタルに預けられるようになった結果、感染症等に罹患した乳幼児のためにFH内で院内感染が広がったということ、またFHに持ち込まれた児童の多くは、持ち込まれた時点で既に瀕死の状態であったことが挙げられる。FHに持ち込まれた児童の多くが瀕死状態であったのは、実親が、死にかけの子どもの埋葬費を支払うことをためらったため、助かる見込みのない子どもをFHに預けたという事情が関係している。第二点めについては、地方の教区が、本来教区の責任において養育すべき労役場に収容中の貧困児童を、FHに押し付けたということである。第三点めについては、地方からロンドン（のFH）まで児童を送り届けるという名目で（親から）金銭を受け取った運び屋が、金銭のみを受け取り、児童については道中遺棄し、死なせたということである（Howell 2014: 22）。

莫大な資金をもとに開始された全児童受け入れ方式においては、教区および実親の無責任行為を助長したばかりではなく、児童を食物にする運び屋をはびこらせた結果、入所児童の大量死問題と人身売買問題という最

悪の事態を招くこととなった。このため、FHは1760年から1762年までの間、児童の受け入れを一時停止せざるを得ない状況にまで追い込まれた。その後、FHでは1763年から、新たな受け入れ方式のもとで児童の受け入れを再開するのであるが、1763年以降のホスピタルの展開については稿を改め検討することにした。

全児童受け入れ方式期における、児童の受け入れ方法についてみると、今日の日本における、いわゆる「こうのとりのゆりかご」（赤ちゃんポスト）——現在、熊本市の慈恵病院で運用中——に類似した方法が採用されていた³。即ち、女性はまずFHの呼び鈴を鳴らし、FHの守衛に女性の到来を知らせた後、FHの門前に提げられたかごの中に乳児を入れ、女性は立ち去る、という方法である。こうして預けることができる児童には年齢制限が設けられており、2カ月未満の乳児と定められていた。しかし、子どもが2カ月以上で、かつ2歳未満の場合は、くじ引き受け入れ方式の時と同様、FHに100ポンドの寄付を行った場合は、無条件で子どもを預けることができた。従って、この全児童受け入れ方式においても、女性は匿名で子どもを預けることができた（Howell 2014: 21）。全児童受け入れ方式（1756年6月1日から1760年まで）のもとで受け入れられた児童数は合計1万4934人に上った（その内訳は、1756年は1783人、1757年は3727人、1758年は4143人、1759年は3957人、1760年は1324人である）（Sheetz-Nguyen 2012: 52）。従って、1741年から1760年までの児童の受け入れ総数は、上述した1741年から1756年までの1384人と1756年から1760年までの1万4934人をあわせた1万6318人となる。

Figure 2は19世紀半ばにおける、パリのFHで子どもを預ける女性の様子を描いたものである。この絵は、本稿が対象とする18世紀のロンドンのFHの状況を描いたものではないが、全児童受け入れ方式期に採用された児童の預け入れ方法——門前に提げられたかごの中に児童を預ける方法——をうかがうことができるため、参考として取り上げる。



Figure 2. Henry Nelson O'Neil, *A Mother Depositing Her Child at the Foundling Hospital in Paris*, 1855.

Source: The Foundling Museum (Art UK).

Note: この絵はパリのFH (L'Hôpital des Enfants-Trouvés) の門前に子どもを置く女性の様子を描いたものである。パリのFHはルイ14世治世下の1670年に勅令 (royal edict) により設立され、ロンドンのそれとは異なる受け入れ方式によって運用されていた。例えば、子どもを預けたい女性は、必ずしも子どもをホスピタルに連れてくる必要はなく、公共の場に子どもを放置しても差し支えなかった。もちろんこの絵の女性のように、ホスピタルに子どもを連れてくることもできた。背後には、次に子どもを預けたい女性が順番を待つ様子がかがえる (The Foundling Museum, Art UK)。

Ⅲ 18世紀FHの機能

3.1 FHの養育状況

FHの機能について、まず全児童受け入れ方式期までにおける、FHの全般的な児童の養育状況を検討することにしたい。Table 2は、1741年3月25日から1759年12月31日までの間のFHにおける児童の受け入れ状況を、現代の児童福祉施策の観点から整理したものである。1741年3月25日から1759年12月31日までの約18年間でFHに受け入れられた児童総数は1万4994人であった。このうち死亡等により保護解除になった8701人を除く、6293人が1759年12月31日時点で保護 (在所) 中であった (Sheetz-Nguyen 2012: 54)。

Table 2からは、以下のことが指摘できる。第一に、児童の受け入れ総数についてみる。上述したように、1756年6月1日から1760年までの間に受け入れられた児童数は合計1万4934人であったことを考慮すると、FHは、

Table 2. The Number of Children Received into the Foundling Hospital: From the 25th of March 1741 to the 31st of December 1759

総数 (A+B)	保護中		内訳		保護解除 (B)	内訳		
	(A)	里親委託等 ^b	施設 ^c	実親引取り		死亡 ^d	就職 ^e	
14994 ^a	6293	5929	364	8701	75	8465	161	

Source: *The Gentleman's Magazine*, 1760, 30: 201.

^a 1万4994人中1756年6月21日以降1759年12月までの受け入れ児童数は1万3610人である。

^b 里親委託等 (Alive in the country) とは、地方の里親に授乳等のために委託された乳幼児数を指す。

^c 施設については、ロンドン・ファウンドリング・ホスピタルはイングランドの地方都市——北部のアクワース (Ackworth)、西部のシュルーズベリー (Shrewsbury)、南部のエイルズベリー (Aylesbury) の3カ所——にもその支部があった。Table 2中の施設は、ロンドンのファウンドリング・ホスピタルに委託された児童および、これら3つの地方支部に委託された児童をあわせた合計値である。

^d 死亡数は1759年12月31日までの死亡児童総数である。

^e 主な就職先としては、男児は海軍 (sea service) ないし農業従事者 (husbandry)、女児は家事奉公など (apprenticed out) であった。

全児童受け入れ方式の時期 (1756-1760) に受け入れ児童数が飛躍的に拡大したことが指摘できる。即ち、開設初期のくじびき方式 (1742-1755) に相当する時期においては、先にみた通り、年平均約100人程度の児童を受け入れるに過ぎなかったが、全児童受け入れ方式の時期では、年平均約3000人も児童を受け入れていた。

第二に、保護中 (A) の児童においては、現代でいうところの家庭養護 (即ち、里親委託等) の割合は94.2%であり、ほとんどの児童が家庭養護下で養育されていた。この背景には、受け入れた児童の多くが乳幼児であったため、児童は授乳等のため地方に住む里親のもとで養育されていたという事情が関係している。

第三に、保護解除 (B) 中、実親による引き取りという、現代でいうところのいわゆる家族の再統合を果たした事例も少なからず存在した。しかし、その割合は保護解除された児童中、1%にも満たなかった。保護解除の場合において特筆すべきは、死亡児童数の多さである。全受け入れ児童 (1万4994人) 中の半数以上が死亡 (約56.5%) していたことになるが、多数の児童の死亡を招いた背景には、上述した通り、FH内での院内感染が拡大したこと、FHに預けられた児童の多くが、受け入れられた時

Table 3. Infant and Child Mortality Rates in England (per 1000 Population)

Age	Year	1700-1749		1750-1799	
		Male	Female	Male	Female
0 - 1		168	148	135	122
1 - 4		97	95	87	87
5 - 9		38	44	31	30
0 - 9		277	263	235	222

Source: Extracted from Table 7.19 in Wrigley, Edward Anthony, and Roger S. Schofield. 1989. *The Population History of England, 1541-1871: A Reconstruction*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 248-249.

Note: 上記のデータは、Wrigley and Schofield (1989:248) によると、イングランド内の12教区（後述）のデータから構築されており、イングランド全体のデータを表すものではない。しかしこの12教区はイングランドの広範囲に点在し、それぞれ地理的状況が異なるほか、人口や産業等の社会経済状況も異なっているため、イングランドを代表するデータとして捉えられている。12教区は以下の通りである: Alcester (Warwickshire), Aldenham (Hertfordshire.), Banbury (Oxfordshire), Colyton (Devonshire), Gainsborough (Lincolnshire.), Gedling (Nottinghamshire.), Hartland (Devonshire), Methley (West Riding of Yorkshire), Shepshed (Leicestershire), Southill and Campton with Shefford (Bedfordshire), Terling (Essexshire), and Willingham (Cambridgeshire)。

点で既に瀕死の状態であったこと等がある。比較のために、当時のイギリスの乳幼児（ないし児童）死亡率をみると（Table 3）、例えば1700年から1749年までの約50年間と1750年から1799年までの約50年間とでは、後者の方が死亡率は全体的に低い。例えば、1700年から1749年における0歳から9歳までの死亡率は概ね270前後（人口1000人あたり）であり、1750年から1799年においては概ね230前後であった（Wrigley and Schofield 1989: 249）。従って、イギリスでは、18世紀後半にかけて、乳幼児死亡率が低下傾向にあったことがうかがえる。単純な比較はできないが、ここからは、FHにおける死亡者数が全国的にみても非常に高い傾向にあったことが推察される。

第四に、FHの児童において就職とは、主に徒弟奉公に出ることを意味した。児童の奉公先となる場所は、以下のような条件を満たす必要があった。まず、（奉公先が）プロテスタントの教義に基づき運営されていること（これはFHがプロテスタントの一派である、イギリス国教会の教義の下で運営されていたことと関係する）、次に（奉公先の職場の）財政状況が健全であること、そして奉公先が社会的信用を有していることが、奉公

先の条件として求められた。FHから初めて徒弟奉公に出された児童が出た年、即ち、最初の、いわば卒院児が出た年は1751年である。徒弟奉公先として、男児は主に海軍、女児は主に家事奉公が代表的であり、そこで児童は、兵士ないし奉公人として従事し、社会的自立を目指した。女児については、奉公先で非嫡出子を産む等の危険を避けるため、特に未婚男性のもとには決して家事奉公には出されなかった。男児については、後述するように、当時のイギリスの重要な兵力として期待された (Howell 2014: 32)。

3.2 FHの機能

以上をふまえ、FHの機能についてみると、FHは児童および社会に対して少なくとも2つの機能を果たしていたといえるだろう。即ち、児童の利益に貢献する機能と、社会の利益に貢献する機能である。前者は、児童（という個人）に対してFHが持つ機能であり、これを、FHの対個人的機能と呼ぶことにする。後者は、社会に対してFHが持つ機能であり、これを、FHの対社会的機能と呼ぶことにする。

対個人的機能については、FHは児童に対する社会化機能を果たした、ということである。社会は、社会化を経た諸個人によって存続し、社会の秩序が維持されることをふまえると、FHが児童に対して果たした社会化役割の意義は極めて重要であったといえよう。具体的にいえば、FHでは、児童の社会的自立のために必要かつ適切な知識や価値や技能等を児童に習得させた。即ち、FHは児童に対して主に教育、訓練および保護という3つの機能を果たすことで、児童の社会化役割を担った。まず、教育については、聖書講読を中心とした道徳教育および読み書き教育が児童に対して施された。FHの教育において特徴的であったのは以下の2点である。一つは特に盲目の児童に対する音楽教育がなされたことであり、いま一つは女児に対する教育が重視されたことである。盲目の児童に対しては、将来教会の楽師（オルガン奏者ないし声楽者）として自立することができるように音楽教育が施された（音楽教育は1760年代以降、盲目の児童を含む、

児童の一般的教育の一環として組み込まれるようになった。特に音楽的才能のある児童においては、その歌声等を世間の人々に披露する等して、FHの資金集めに貢献することもあった)。女兒に対しては、将来母として、自身の子どもを適切に養育することができるように、当時としてはかなり高い教育が女兒に対して行われていた。この女兒教育の重要性というものは、創設者のコーラムの意向を反映したものである。次に、訓練については、紡糸、製織、裁縫等の生活技能のための訓練が児童に対して施された。保護については、児童に対して最低限の衣食住環境を整えたうえで、児童の養育を行っていた。しかしながら、特に食事については、児童の食事に、魚や卵などの良質のたんぱく質のほか、新鮮な野菜や果物が供されることは殆どなく、そのためFHの児童は、栄養不足の結果、その多くが壊血病やくる病に罹患し、弱視で低身長傾向にあった(Howell 2014: 27-31)。

対社会的機能については、FHは社会に対して社会化を経た成員を補充する役割を果たした、ということである。具体的には、奉公人として、或いは(海軍)兵士として児童を社会に送り出すことで当時のイギリス社会に対する重要な労働力ないし兵力を提供した。特に、兵力の提供については、当時イギリスは重商主義政策のもとで、スペイン継承戦争(1701-1714)、オーストリア継承戦争(1740-1748)、七年戦争(1756-1763)、アメリカ独立戦争(1775-1783)など、フランスをはじめとするヨーロッパの近隣諸国ないしアメリカとの間で植民地をめぐる激しい戦いを矢継ぎ早に繰り返しており、兵力不足が深刻な社会問題となっていた。従って、何より兵力不足を補うことをFHは社会から期待されていたのである。かつて路上に遺棄されていた児童を、FHで養育することで、将来のイギリス兵士へと育成し直す、という理由は、FHの存在に対して、積極的な価値を与えたと同時に、実用的な社会的根拠を与えたといえよう。FHが個々の児童の救済にとどまらず、社会に対しても一定の機能を果たしていたことは、FHが当時のイギリス社会における一つの社会制度として重要な役割を果たしていたことを示している。

Notes

- 1) 新約聖書「ローマ人への手紙」(6章23節)には「罪の報酬は死です。しかし神の賜物は、私たちの主キリスト・イエスにある永遠のいのちです」(*For the wages of sin is death, but the gift of God is eternal life in Christ Jesus our Lord*)とあり、聖書においては罪を犯した者は(罪に相当する)報いを受けることになる、という考えが示されている(『聖書 新改訳 2017』:307)。
- 2) 引用文中における筆者による修正箇所は[]で示す。原文のままの時は[sic]と記す。
- 3) 「こうのとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)とは熊本市の慈恵病院で2007年から運用されている制度である。本制度は、親が匿名でも乳幼児を預けることができる国内唯一の制度である。赤ちゃんポストには、運用開始以来これまで144人の児童が預けられた(2019年5月時点)(日本経済新聞2019年5月27日 電子版)。

References

- Amos, Harriet, Alice Mayers, and Jig. 2006. *Thomas Coram: The Man Who Saved Children*. London: The Foundling Museum.
- Bowlby, John. [1969]1982. *Attachment and Loss. Volume I: Attachment. Second Edition*. New York: Basic Books.
- Burnett, John. *A History of the Cost of Living*. [1969]1993. ed. Modern Revivals in Economic and Social History. Aldershot: Gregg Revivals.
- De Vries, Jan. [1984]2007. *European Urbanization 1500-1800*. New York: Routledge.
- Erikson, Erik H. [1963]1993. *Childhood and Society. Reissued Edition*. New York: Norton.
- Foundling Hospital. 1740. *The Royal Charter, Establishing an Hospital for the Maintenance and Education of Exposed and Deserted Young Children*. London.

- 長谷川貴彦. 2014. 『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の間団体』東京大学出版会.
- Howell, Caro. 2014. *The Foundling Museum: An Introduction*. London: The Foundling Museum.
- Innes, Joanna. [1996] 2016. "The 'Mixed Economy of Welfare' in Early Modern England: Assessments of the Options from Hale to Malthus (c.1683-1803)." Pp.139-180 in *Charity, Self-Interest and Welfare in the English Past*, edited by M. J. Daunton. New York: Routledge.
- 金澤周作. 2008. 『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会.
- 川北稔. 1990. 『民衆の大英帝国——近世イギリス社会とアメリカ移民』岩波書店.
- Klaus, Marshall H., and John H. Kennell. 1976. *Maternal-Infant Bonding: The Impact of Early Separation or Loss on Family Development*. (=1979, 竹内徹・柏木哲夫訳『母と子のきずな——母子関係の原点を探る』医学書院.)
- 小林章夫. 1986. 『ロンドン・フェア——18世紀英国風俗事情』駸々堂出版.
- 小林章夫・齊藤貴子. 2011. 『諷刺画で読む18世紀イギリス——ホガースとその時代』朝日新聞出版社.
- Levene, Alys. 2007. *Childcare, Health and Mortality in the London Foundling Hospital, 1741-1800: 'Left to the Mercy of the World'*. Manchester: Manchester University Press.
- McClure, Ruth K. 1981. *Coram's Children: The London Foundling Hospital in the Eighteenth Century*. New Haven: Yale University Press.
- 森重雄. 2000. 「資料から推理する」今田高俊編『社会学研究法・リアリティの捉え方』有斐閣. 83-110.
- Nichols, Reginald Hugh, F. A. Wray, and John De Monins Johnson. 1935. *The History of the Foundling Hospital*. London: Oxford University Press, H. Milford.
- 落合恵美子. 2004. 『21世紀家族へ (第3版)』有斐閣.
- O'Neil, Henry Nelson. 1855. *A Mother Depositing Her Child at the Foundling*

- Hospital in Paris*. The Foundling Museum. Retrieved November 25, 2019
(https://artuk.org/discover/artworks/a-mother-depositing-her-child-at-the-foundling-hospital-in-paris-191942/view_as/grid/search/keyword:a-mother-depositing-her-child/page/1)
- Parr, Nathaniel after Samuel Wale. 1749. *An Exact Representation of the Form and Manner in Which Exposed and Deserted Young Children Are Admitted into the Foundling Hospital*. Coram in the care of the Foundling Museum, London/Bridgeman Images. Retrieved November 21, 2019.
- Pugh, Gillian. 2007. *London's Forgotten Children: Thomas Coram and the Foundling Hospital*. Stroud, Gloucestershire: Tempus Publishing Limited.
- Riding, Jacqueline. 2010. *Mid-Georgian Britain: 1740-69*. Shire Living Histories no.7. Oxford: Shire.
- 『聖書 新改訳 2017』新日本聖書刊行会.
- Sheetz-Nguyen, Jessica A. 2012. *Victorian Women, Unwed Mothers and the London Foundling Hospital*. London: Continuum.
- 園井ゆり. 2019. 「トマス・コーラムと18世紀イギリスにおけるロンドン・ファウンドリング・ホスピタル」『環境科学研究』広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ, 14:37-57.
- The Gentleman's Magazine*, 1760. 30: 198-201.
- Wagner, Gillian. 2004. *Thomas Coram, Gent. 1668-1751*. Woodbridge: Boydell.
- Wrigley, Edward Anthony, and Roger S. Schofield. 1989. *The Population History of England, 1541-1871: A Reconstruction*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 山口真理. 2000. 「18世紀イングランドの捨て子処遇における「家族」と「教育」——ファウンドリング・ホスピタルからハンウェイ法へ」『日本の教育史学』43:195-214.
- 吉村(森本)真美. 2015. 「捨て子と帝国——ロンドン・ファウンドリング・ホスピタル (1741-1954)」『神戸女子大学文学部紀要』48:43-57.